

2020年7月17日

第2回：外商投資法による外資企業の設定・撤退・減資手続

1. 総論

外商投資法の施行、及び、それ以前に実施された各種の合理化により、外資企業の設定、登記変更、清算手続は簡略化されている。

但し、別途、管理強化（法定代表人の実名登記の義務付けなど）が実施された部分もある。

2. 変更事項

外商投資法第4条には、外商投資に対して参入前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を実行する。（中略）ネガティブリスト以外の外商投資に対して、内国民待遇を与えると規定されている。

但し、この管理制度は、実際には、2016年10月1日より、「外商投資企業設定・変更備案管理暫定弁法（商務部令2016年第3号）」で実施されている。

① 内国民待遇の意義（合理化）

内国民待遇に付いては、外商投資法第4条に、「投資の参入段階において外国投資家およびその投資に本国の投資家およびその投資を下回らない待遇を与えることを指す」と規定されている。

内資企業の場合、設立に際しては、直接、市場監督局で設立登記・営業許可書発給申請を受ける。一方、外資企業の場合、その手続きの前に、商務主管部門で、設立許可を取得しなくてはならなかった。

これが、2016年10月1日より、非ネガティブリスト業種は、備案（届出）制に変更された。これにより、必要時間が従来の1ヶ月から1週間に短縮され、また、フィージビリティスタディなどの書類提示が不要になった。

2020年1月1日以降は、更に簡便化され、先に、市場監督局で、営業許可証取得手続きを行った後に、商務主管部門のシステムに必要なデータを入力する方法に変更された。

② 多証合一（合理化）

営業許可証・税務登記証・組織機構コード証、社会保険登記証・統計登記証などの許可証

の統合が、「全国統一で多証合一改革を推進する事に関する意見（工商企注字[2018]31号）」により全国的に実施された。2015年から、三証合一・五証合一と、段階的に進められてきた効率化が、2018年に本格化された。これにより、各行政機関で取得する登記証が統合され、市場監督局でまとめて手続が行えるようになった。

③ 実名登記制（厳格化）

税務機関、人民元基本口座の開設などに関して、法定代表人の実名登記が義務付けられ、パスポート原本を持参の上、本人が出向く事が強制される。

3. 外資企業設立・解散・減資手続の概要（フローチャート参照）

① 設立

添付フローチャートは、販売会社設立に関するもの。

まず、市場監督局で社名申請（これは従来と同様）、次に、やはり市場監督局で営業許可証の申請を行う事になる。

⇒ 従来は、社名登記の後に、商務主管部門で設立申請（2016年10月1日から、非ネガティブリスト業種は備案）が必要であったが、これが免除された。よって、商務主管部門での手続前に、市場監督局で営業許可証の申請ができる。

これが終わった後に、商務主管部門のシステムで必要データを入力し、その後、公用印作成、銀行口座開設、税務登記などを行う事になる。

② 解散

外商投資法施行前の期前解散は、まず、商務主管部門で申請（非ネガティブリスト外資企業は備案）し、受理された後に、解散手続が認められた。

現在では、商務主管部門での手続は不要。先ず、出資者総会決議・清算委員会メンバーリストを市場監督局のシステムに登録すれば、清算手続が開始できる。

尚、従業員の強制解雇ができるのは、このデータの登録後となる。

③ 減資

減資に付いても、設立と同様、市場監督局での営業許可証の変更申請が先になり、その後、変更情報を商務主管部門のオンラインで報告する。

過去には、外資三法に、外資企業の減資は、原則として禁止されていたため極めて困難であったが、難易度は下がっている。

但し、減資の告知で異議申し立てがある場合、財務体質が悪く、減資により債務弁済不能が生じる懸念がある場合などは、市場監督局での手続が受理されない懸念がある。

添付資料

- ・ 広州市における販売会社設立フローチャート
- ・ 外資企業清算フローチャート
- ・ 現地法人減資フローチャート

以上

2020年7月

広州市における販売会社設立フローチャート

- 賃貸契約締結・不動産所有権証明発行、必要書類作成・準備（約1ヶ月）、社名登録（約1営業日）
- ↓
- 営業許可証の申請（市場監督管理局、約5営業日）
- ↓
- 外商投資情報報告（商務部門のネットシステム、約1営業日）
- ↓
- 印鑑作成と登録（約3営業日）
- ↓
- 人民元基本口座の開設（中国系の銀行、約5営業日）※法定代表人が、パスポート原本持参の上、銀行訪問する必要あり
- ↓
- 銀行経由で外貨登録、資本金口座の開設（約10営業日）※法定代表人のパスポート原本の提示が必要
- ↓
- 税務登記・所管税務局での届出（約2営業日）、法定代表人・財務担当の実名認証（約1営業日）※実名認証時、法定代表人のパスポート原本の提示が必要
- ↓
- 対外貿易経営者登録（約5営業日）、税関登録（約5営業日）
- ↓
- 貨物輸出入名簿登録（約5営業日）、電子口岸登録（約7営業日）

備考：所管税務局での届出後、増値税発票の発行のため、税務局で下記手続きを行う必要がある。

- ①一般納税人資格登記、②輸出税金還付資格の申請（必要に応じ）、③増値税発票発行の金額上限の申請、④発行可能な枚数の申請、⑤発票発行の専用設備の購入、⑥発票の初回購入

外資企業清算フローチャート

- 清算案作成、固定資産処分案作成、債権債務確認、従業員処置案作成など（社内使用）
- ↓
- 清算委員会成立、株主決議等の作成（株主、約 20 営業日）
- ↓
- 清算委員会成立の工商登録（市場監督管理局、5～10 営業日）
- ↓
- 従業員解雇（清算委員会届出後、契約終了可能）
- ↓
- 債権者への清算通知（清算委員会成立許可日から 10 日以内）、新聞での清算公告（成立許可日から 60 日以内）（約 2 週間）
- ↓
- 債権債務登記、資産清算、納税完了、清算報告書作成（清算委員会、債権者 1～2 ヶ月）
- ↓
- 税務局での抹消申請、納税（主管税務局、約 1～3 ヶ月）
- ↓
- 税関登記の抹消（主管税関、約 10 営業日）
- ↓
- 外貨送金許可・余剰資金の送金（外貨管理局、銀行、約 15 営業日）、電子口岸法人カード・作業員カードの抹消（電子口岸弁公室 5 日）
- ↓
- 銀行口座の抹消（銀行、中国人民銀行、約 10 営業日）、外貨登記の抹消（銀行、外貨管理局、約 10 営業日）
- ↓
- 工商登記の抹消、公印・営業許可証の抹消（市場監督管理局、約 7 営業日）
- ↓
- 社会保険登録抹消（社会保険局、約 1 営業日）

現地法人減資フローチャート

- 減資に関する新聞公告の掲載（新聞会社）（掲載：約 2 営業日、掲載期間：45 日間）
- ↓
- 「営業執照」（営業許可証）の変更（市場監督管理局、約 5～7 営業日）
- ↓
- 商務委員会の「外商投資情報報告」の変更に関する情報の入力（当局のシステム：一
窗通）（約 1 営業日）
- ↓
- 1. 税務登記企業情報の変更（税務局のオンラインシステム、約 2 営業日）
- 2. 減資返金許可（業務登記証憑）申請（銀行、約 5～7 営業日）
- 3. 人民元基本口座の企業登記情報の変更（銀行、約 7～10 営業日）
- 4. 「対外貿易経営者備案登記表」の変更（商務委員会、約 5 営業日、自由貿易試験区以外
の登記企業の場合）
- ↓
- 1. 減資の返金
- 2. 「海関進出口貨物収発貨人備案回執」（税関登記証）の変更（税関、約 5 営業日）
- ↓
- 1. FDI 入金登記の変更（銀行、約 3～5 営業日）
- 2. 電子通関 USB の変更（税関、約 5 営業日）